

## 児童扶養手当のご案内

### 児童扶養手当とは

父母の離婚など（※）で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

（※）児童扶養手当の支給要件は、父母の離婚だけではなく、父母の死亡、父母が重度の障害の状態にある、父母の申立てにより保護命令を受けている等の要件も含まれます。

なお、受給資格は父母だけでなく、祖父母などの児童の養育者も該当します。

### 児童扶養手当の額

児童扶養手当の額は、以下のとおりです。

なお、児童扶養手当は、該当の児童が18歳となる年度の3月まで、該当の児童が一定以上の障害を有する場合は、20歳の誕生日まで支給されます。



区分	手当額（月額）	
全部支給	42,330円	児童扶養手当の区分と手当額は、申請者の所得額に応じて決定されます。 また、申請者の公的年金の受給や同居家族の所得状況によっては、手当が支給されない場合があります。 なお、児童扶養手当の区分と手当額は、毎年8月の現況届によって更新されます。
一部支給	42,320～9,990円	
第2子加算額	10,000～5,000円	
第3子以降加算額	6,000～3,000円	

### 児童扶養手当を受給するためには

児童扶養手当の受給には申請が必要で、鏡野町に住所を有する方は鏡野町保健福祉課で申請手続きを行う事ができます。

なお、手当の支給要件や世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、申請を行う前に必ずお問い合わせをお願いいたします。



**お問い合わせ先** 鏡野町保健福祉課 子育て支援係 電話 (0868) 54-2986 (直通) FAX (0868) 54-2891

## ひとり親家庭等医療費公費負担制度のご案内

ひとり親家庭等医療費とは、18歳未満の児童を養育する母子または父子世帯等の18歳未満の児童と親のうち、以下の①～③の要件を全て満たす方を対象に、保険診療の自己負担部分について公費負担を行う制度になります。

### ひとり親家庭等医療費の要件

- ①鏡野町に住民票がある方
- ②国民健康保険、またはその他の健康保険に加入している方
- ③申請者全員の所得税が非課税の方

通常、保険診療の医療費は3割を負担しますが、ひとり親家庭等医療費を使用することで受給者が負担する医療費は1割となります。（残り2割を公費で負担します。）

ひとり親家庭等医療費の有効期限は、対象の児童が高校生の場合は高校3年生の卒業（最長20歳となる3月31日）まで、対象の児童が高校生で無い場合は18歳の誕生日の前日までになります。

なお、毎年6月末には、受給者の所得区分を確認するため、受給資格証の更新を行います。

ひとり親家庭等医療費の申請は随時受け付けておりますので、詳しくは鏡野町保健福祉課へお問い合わせください。

**お問い合わせ先** 鏡野町保健福祉課 子育て支援係 電話 (0868) 54-2986 (直通) FAX (0868) 54-2891